

Subject: 「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する考え方等」に対する意見

意見書

平成 22 年 11 月 1 日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

氏 名：匿名

住 所：関東

所 属：個人

「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する考え方等」に関し、下記のとおり意見を提出します。

1) 手続き主体が不明確であり、複雑に感じるので簡便かつ明確な手続きが行えるよう求めます。

御省には放送法と電波法が存在し、同じシステムを利用しても放送と理解されたり、同報通信と理解され、その度に窓口から解釈する概念まで大きく異なっています。

この事はシステムを導入し活用することを検討する側にとっては大きな足枷であり好ましくありません。

実験か実用なのか、有料なのか無料なのか、私企業なのか公的機関なのか等の区別なく同一法令規則、同一窓口によって処理されることを望みます。

2) 有料放送役務の解釈を明確に規定されたい。

当該サービスを提供するにあたり、その収益を得るためには様々な方法があるが、どの方法を選択しても必要とされる責務の範囲等が明白になるよう整理されたい。

場合によっては、電気通信事業法の解釈とクロスオーバーする等、複雑な解釈とならぬよう整理していただく事を強く望みます。

3) 受諾放送事業者が受諾放送事業者と放送の受諾契約が結ばれる場合や、技術的分野を委託する場合など仲介事業や外部との委託契約に関して自由に行え、かつ、その契約形態が変更しても事業継続が容易になるよう手続きを簡素化していただきたい。

特に、事業形態の変更が認可の継続性を損なう場合、資金調達などの問題で障壁となることが予想されるため、事業者の統合、分割も含め多様な変化においても継続性が保持される制度にしていきたい。

以上。